

〔 企業組合の出資の評価 〕

平成18年1月20日
第7回租税判例研究会
発表者 安部 勝一

本件企業組合の定款において出資額を限度とする持分の払い戻しと規定しても、純資産価額方式で評価すべきと判断

(名古屋地裁平成15年(行ウ)第13号 名古屋高裁平成15年(行コ)第49号)

〔 参 考 〕

本件企業組合の定款

13条 「組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額(本組合の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額)を限度として持分を払いもどすものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。」

15条 「出資1口の金額は50円とする。」

1. 事案の概要

別紙1「名古屋地裁判決」参照

2. 争点

本件の争点は、本件持分の評価額であり、具体的には、その評価方法を巡って主張が対立している。

(1) 被告(原処分庁)の主張

別紙1「名古屋地裁判決」参照

(2) 原告(納税者)の主張

別紙1「名古屋地裁判決」参照

3. 判決の内容

(1) 別紙1「名古屋地裁判決」の「判示事項」参照

(2) 別紙2「名古屋高裁判決」の「判示事項」参照

4. 検討

(1) 定款について

名古屋地裁(高裁もほぼ同じ考え)

本件定款は、組合脱退持の持分払戻額を1口当たり50円を限度とすると定めている、このような場合に、持分評価を純資産額によるべきかは問題であるが、定款は総会の議決によりいつでも変更することができ、又解散して清算することになれば残余財産が分配されることになり、究極的には当該組合の純資産価額を体现していると考えられる。

イ. 名古屋地裁

本件定款19条1項より、本件持分を譲渡する場合の対価も正味財産(純資産価額)を反映して決定されるものと推測する。

ロ. 名古屋高裁

定款の規定を純資産基準に改めれば、純資産価額に基づいて計算した払戻しが得られるのである。

(2) 定款の効力

以上により定款はいつでも変更ができるから効力がない、とされた。

(3) 原処分庁の考え方（参考）

組合の設立の基となった法令によって払込済出資金額しか返還されないことが担保されているか否かによって判断する。その他に、総会の特別の議決により、定款の変更や解散を行うこともできる。

よって、評価通達196により評価することによって租税平等主義の実現が図られる。

(4) 純資産価額法の評価

小会社は、その大部分が同族会社・その実態は個人企業と異なるため、その様式は個人企業に準じて評価を行うのが妥当である。という理由に基づくものであった。しかし、昭和40年以降の地価の高騰のため純資産価額法で株式を評価したのでは相続税の負担が過重になって事業の承継が困難になるという批判が中小企業の間で強くなり、昭和58年に小会社の株式についても類似業種比準法を併用することが認められた。（金子宏著「租税法」）

そうすると本件企業組合の出資の評価も純資産価額法のみでの評価では税の負担が過重になることになり、他の方法（評価通達総則6項の適用）との併用も考えられたのではないか

(5) 判決からの対策（定款の内容に追加）

- ①定款変更の制限
- ②出資持分の譲渡制限
- ③解散時の残余財産の帰属

本件定款

第13条、第15条はそのまま生きるものとする。

第××条、本組合が解散した場合の残余財産は払込済出資額を限度として分配するものとする。解散したときの払込出資額を超える残余財産は組合員総会の決議により、国若しくは地方公共団体又は、他の企業組合に帰属せしめるものとする。

第××条、出資持分の譲渡については、組合員総会の承認を必要とする、この場合の出資持分の譲渡価額は第13条、第15条を超えない額とする。

第××条、第13条、第××条、第××条の変更はできないものとする。

さて、上記のように定款を定めた場合に課税時期の出資持分の経済的価値、又は客観的交換価値（時価）はどのように判断されるのでしょうか？

それでも、純資産価額方式でしょうか？

(6) 私法上の法律行為と租税法（金子宏著「租税法」）

租税法律主義の目的である法的安定性を確保するためには、課税は、原則として私法上の法律関係に即して行われるべきである。（別紙P11）同感。 以上

5. むすび

判決から対策を考え、対応策を述べましたが、もし本件を依頼されていたならば、定款13条にしばられた評価をしたことでしょう。

参考までに、医療法人の出資持分払戻し（最高裁平15.6.27、上告不受理で確定）では対策の定款変更を認めております。

又、当該変更時点での、出資者への課税関係はありません。

名古屋地方裁判所平成15年(行ウ)第13号(棄却)(控訴)
国側当事者・名古屋東税務署長
平成15年9月18日判決
【企業組合の出資の評価/評基通196か払込済出資金額か】

判 決 要 旨

財産評価基本通達は、法形式上は行政庁内部における行政規則(行政命令)にとどまるものの、租税公平主義との関係でいえば、納税者に対して申告内容を確定する指針を与えるとともに、課税事務を統一するという積極的な意義を有することは否定し難い、「時価」の評価として合理的な内容のものである限り、これに基づき評価した結果を「時価」と判断して差し支えない。

企業組合や漁業生産組合においては、企業体としての経済的実態からすると、会社とほとんど変わるところがないと考えられる以上、純資産価額方式を、組合についても採用することは公平にかなうと考えられるし、財産評価基本通達196(以下評価通達196)は、それ自体合理的な内容のものである。

企業組合に企業組合の持分は、究極的には当該組合の純資産価額を体現していると考えられ、本件定款が、組合員の持分を、本組合の正味財産につきその出資口数に応じて算定する。

本件持分を譲渡する場合の対価も、このような事情を反映して決定されるものと推測することができ、評価通達の合理性を肯認できる。

第1 事案の概要

平成10年8月11日に死亡(以下「丁」という。)を被相続人(以下「本件相続」)について、相続人が、企業組合に対する出資持分を、払込済出資金額により評価して相続税の申告、被告が、純資産価額に基づいて評価した上、更正及び過少申告加算税賦課決定をしたため、原告らが処分取消しを求めた事案。

1、前提となる事実

(1) 本件相続の発生と相続財産

丁は、平成10年8月11日に死亡し、原告らが相続したが、その相続財産中には、中小企業等協同組合法に基づき設立されたA企業組合(以下「本件組合」という。)に対する出資持分(以下「本件持分」という。)が含まれていた。

(2) 本件組合の定款

本件組合の定款(以下「本件定款」)には、「組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額を限度として持分を払いもどすものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。」との規定があり、出資1口の金額は、50円とされている。

(3) 課税の経緯等

本件相続に係る相続税について、原告らは、本件持分の評価額を払込済出資金額に基づいて評価した上、申告をしたところ、被告は原告らに対し、後記の被告主張のとおり、本件持分の評価が誤っていることを理由として、更正及び過少申告加算税の賦課決定をした。

2、本件における争点と当事者の主張

本件の争点は、本件持分の評価額であり、具体的には、その評価方法を巡って主張が対立している。

(被告の主張)

(1) 「時価」の意義

法22条は、財産評価につきいわゆる時価主義を採用している評価に当たっては、その財産価額に影響を及ぼすべきすべての事情が考慮される。しかし、本件持分のように不特定当事者間における自由な取引が行われることの可能性の少ない財産についてまで、

換金した際の価額によるべき理由は必ずしもなく、その性質に従った合理的な評価方法をもってその時価を算出すれば足りる。

(2) 評価通達の意義

国税庁では、内部的な取扱いを統一するとともに、納税者の申告の便宜に供するため、財産評価基本通達（以下「評価通達」という）に従って現実の評価事務を行っている。そして、これによることが不合理な場合には、他の合理的な方法によって評価を行うことができる（同通達6）

(3) 評価通達の合理性

評価通達においては、組合等への出資の評価については、営利を目的として事業を行わない組合（農業協同組合、漁業協同組合、消費生活協同組合）等と、組合自体が1個の企業体として営利事業を行うことができる組合（企業組合、漁業生産組合、協業組合）等とを区別し、前者を払込済出資金額により、後者を純資産価額に着目して評価することとしている。ところで中小企業等協同組合法の適用を受ける企業組合においては、持分の返還が払込済出資金額を限度とすることが法令で担保されていない上、総会の特別の議決により定款の変更や解散を行うことができ残余財産も出資持分に応じて分配され得ることに照らすと、組合に対する出資持分の換価の方法は、評価通達196を適用して出資持分を純資産価額方式によって評価することは十分に合理的である。

(原告らの主張)

(1) 評価通達の不合理性

企業組合の事業は、組合自身の利益の追求ではなく、組合員の相互扶助により有利な共同事業を行い、これを各組合員が利用して各組合員の利益に結びつけるという意味において、株主に利益を配当することを目的とする会社とは異なっており、組合員にとって、その出資持分を現実化する手段は、究極的にも、組合から脱退して出資持分の払戻しを受けるほかはない。被告主張に係る解散による財産分配は、現実的にほとんどあり得ず、法律も予定していない机上の空論による換価方法である。

土地建物を主要な資産とする企業組合にあつては、組合資産を前提として持分を払い戻そうとすれば、その資産調達のため企業活動の中核となるべき不動産の売却を余儀なくされ、事業の継続に困難を来すから、出資持分は定款の規定にかかわらず払込済出資金額を限度としてしか返還されないのであつて（大阪地方裁判所平成8年3月27日判決）出資金は、投資というより加入保証金として機能しているものであり、まさに資産の特性からみて評価通達196の方法によることが不合理な場合に該当する。

本件組合は、昭和25年6月に設立され、自動車・オートバイ・自転車の販売・整備等を事業内容としているが、本件組合の清算資産は、事実上、これらの不動産に限られ、組合員から純資産価額方式による持分払戻請求がなされた場合は、これらを売却せざるを得ないが、このような事態になれば、本件組合の解散を余儀なくされることが明らかであるから、評価通達196の定める純資産価額方式によることは許されないというべきである。

(2) 本件持分の時価

本件組合が、設立以来、財務内容にかかわらず、脱退組合員に対し、払込済出資金額である出資持分1口当たり50円を払い戻してきたのは、本件持分の価額は、1口当たり50円以外の金額はあり得ないから、これが本件持分の客観的な交換価値を示す、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額として、法22条に規定する「時価」に相当する。

第2 当裁判所の判断

1、評価通達196適用の合理性について

(1) 企業組合と株式会社との類似

評価通達上、企業組合、漁業生産組合その他これに類似する組合等に対する出資の価額は、課税時期における資産価額の合計額から負債額の純資産価額を、出資の持分割合に応じて按分して計算した金額とする純資産価額方式によって評価するとされており、これは、取引相場のない小規模株式会社の株式の評価における原則的方法等と同様である。

ところで、企業組合においては、産業一般を行うことが予定されている種類の組合であるから、企業体としての経済的実態からすると、会社とほとんど変わるところがないと考えられる。

そうである以上純資産価額方式を、産業一般を事業内容とする組合についても採用することは公平にかなうと考えられるし、評価通達196はそれ自体合理的な内容のものであると判断できる。この点につき、原告らは、企業組合に対する出資金は、投資というより加入保証金として機能しているにとどまる旨主張するが、一般に出資に対して剰余金の配当が予定されている（中小企業等協同組合法）以上、株式との間で経済的実質に大差はないというべきであり、採用することができない。

(2) 企業組合と消費生活協同組合との相違

企業組合においては、組合員が脱退した場合「定款の定めるところにより」その持分の全部又は一部の払戻しを請求することができ、その持分は、「脱退した事業年度の終における組合財産によって定める」とされており（中小企業等協同組合法）組合員が脱退した場合に、その払戻額が「定款の定めるところにより、その払込済出資額の全部又は一部」と限定されている（消費生活協同組合法）のと異なっている。したがって、企業組合においては、定款の定め方によっては、企業組合の純資産価額を基礎とした払戻しを受けることが可能である。

もともと、本件定款は、組合脱退時の持分払戻額は出資額である1口当たり50円を限度とすると定めている（13条、15条）。このように、脱退の際の払戻額が出資額を限度とする旨定められている場合に、なお持分の評価を純資産価額方式によるべきかは問題であるが、定款は、総会の特別の議決によりいつでも変更することができる（中小企業等協同組合法）し、純資産価額を基礎とした額が出資額を上回っていれば、その差額は当該企業組合の内部に留保された状態になり、最終的に解散して清算することになれば、それらを含めた残余財産が分配されることになる（中小企業等協同組合法、商法）から、企業組合の持分は、究極的には当該組合の純資産価額を体現していると考えられ本件定款19条1項が、組合員の持分を、「・・・本組合の正味財産につきその出資口数に応じて算定する。」と定めていることをも考慮すると、本件持分を譲渡する場合の対価も、このような事情を反映して決定されるものと推測することができる。したがって、このような観点からも、評価通達196の合理性を肯認することができる。

(3) 企業組合と農業協同組合、漁業協同組合との相違

企業組合が総会の決議によって自由に解散でき、これを行政庁に届け出ればよい（中小企業等協同組合法62条1項1号、2項）のとは異なり、農業協同組合や漁業協同組合においては、総会の議決（決議）によって任意に解散しようとしても、行政庁の認可を必要とし（農業協同組合法64条2項、水産業協同組合法68条2項。なお、消費生活協同組合法62条。）解散の方法による持分の換価に法令上の規制を受けており、加えて、企業組合や漁業生産組合における企業体としての経済的実態などをも考慮すれば評価通達196の適用対象としては是認し得ないものではない。

(4) 原告らの主張

解散による財産分配が頻繁に行われるものではないとしても、持分譲渡の対価が解散時の残余財産分配請求権と無関係に決定されるとは考え難い（通常、譲渡の方法による持分の換価を選択するには、この価額が定款によって定められた脱退の際の持分払戻額を上回るからと考えられる。）

(5) まとめ

以上によれば、企業組合である本件組合に対して、評価通達196を適用することは合理的であり、法22条に反する違法はないと認められる。

2、結論

前記認定・判断によれば、本件持分は、評価通達196に従って評価すべきところ、本件持分1口当たりの純資産価額は1223円となる。

名古屋高等裁判所平成15年(行コ)第49号(棄却)(確定)

国側当事者・名古屋東税務署長

平成16年2月19日判決

【企業組合の出資の評価/評基通169か払込済出資金額か】

判 決 要 旨

- (1) 財産評価基本通達は、法形式上は行政庁内部における行政規則(行政命令)にとどまるものの、租税公平主義との関係でいえば、納税者に対して申告内容を確定する指針を与えるとともに、各課税庁における課税事務を統一するという積極的な意義を有することは否定し難いから、「時価」の評価として合理的な内容のものである限り、これに、基づき評価した結果を「時価」と判断して差し支えないと解すべきである。他方、これに基づく評価が客観的な交換価値を上回れば、その評価は相続税法22条(評価の原則)の規定に反して違法となることも当然である。

当 裁 判 所 の 判 断

当裁判所も、本件組合の本件持分の「時価」を、純資産価額方式(相続税等における財産評価基本通達196)によって評価して行った本件各処分は適法であると判断する。払込済出資額に応じて年1割を超えない範囲で剰余金の配当を受けることができる旨定められており(中小企業等協同組合法9条)組合の目的と組合員の目的が営利を求めるという点で一体化している企業であるといえることができる。企業組合は、同じ中小企業等協同組合法に定められた組合であっても、協同組合等とは性質を異にする団体であることが明らかであり、むしろ会社に近い性質の団体であると見るのが相当である。

消費生活協同組合法、農業協同組合法は、剰余金の割戻・配当の基準として、事業の利用分量に応じた配当と、払込済出資額に応じた配当とを選択することを可能とする規定を置いており、協同組合特有の定めであると解される。これに対し企業組合の場合は、払込済出資額に応じた配当を年1割を超えない範囲で行った後に、なお余剰があるときに限り、組合事業に従事した程度に応じた配当を認めているに過ぎない(中小企業等協同組合法59条3項)。したがって、企業組合の配当は、株式のそれとは一応異質のものではあるものの、協同組合における配当と対比すると、株式に近いものであるといえることができる。組合脱退時の持分払戻を出資額(1口50円)に制限していることについて

本件定款は、50円を限度とすると定めている。

その差額は当該企業組合の内部に留保された状態であり、最終的に解散して清算することになれば純資産価額に基づく財産が分配されることになり(中小企業等協同組合法)あるいは、定款変更が可能であるから、企業組合の持分は、究極的には当該組合の純資産価額を体現していると、考えられる。本件持分は、他の組合員に対して譲り渡すことができる、その場合の譲渡価額は、純資産価額を基礎とした価額を反映したものになる。

そうすると、本件持分の評価において(払込済出資額方式)によることは明らかに不合理であり、同通達196に依拠することの方に合理性があるといえる。

企業組合の解散による財産分配や定款変更が容易に、かつ頻繁に行われるものとは認められないが、本件組合の本件持分譲渡の対価が、払込済出資額(1口50円)であることは通常あり得ないし、純資産価額と無関係に決定されるとは到底考えられない。